

日本伸銅株式会社

定 款



日本伸銅株式会社

2022年6月24日現在

定 款

第1章 総 則

第1条（商 号） 当会社の商号は、日本伸銅株式会社と称する。

英文では NIPPON SHINDO CO., LTD. と称する。

第2条（目 的） 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 銅、黄銅、アルミニューム、その他金属製品の製造・販売並びにこれらに伴う技術の供与及び設備等の設計工事監理
2. 土地建物の利用経営に関する一切の事業
3. 前2項に附帯する一切の業務

第3条（所 在 地） 当会社は、本店を堺市に置く。

第4条（機 関） 当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は800万株とする。

第7条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式を有する株主の権利） 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（自己の株式の取得） 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第10条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 11 条（株式取扱規則） 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条（株主総会招集） 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条（招集権者及び議長） 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

第 15 条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当

会社に提出しなければならない。

第 18 条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれを記名押印または電子署名する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の員数） 当会社の取締役は、10名以内とする。

2. 当会社の取締役のうち監査等委員である取締役は、3名以内とする。

第 20 条（取締役の選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外とを区別して行う。

3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条（役付取締役の分掌） 取締役社長は、取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。

2. 取締役会長は、会社業務の全般を統括する。

3. 取締役副社長は、取締役社長を補佐し会社の日常業務を処理し、取締役社長事故あるときはこれを代行する。

4. 常務取締役は、取締役社長及び取締役副社長を補佐して業務を分掌し、上位の取締役事故あるときはこれを代行する。

第 23 条（取締役の任期） 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了までとする。

第 24 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

2. 前項に定める取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 25 条（取締役会の決議の省略） 当会社は取締役会の決議事項について取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

第 26 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より 3 日前までに発するものとする。

ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 27 条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 28 条（取締役会規則） 取締役会に関する事項については、法令または本定款の他、取締役会規則において定める。

第 29 条（取締役の責任免除） 当会社は、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等を除く）との間で、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第 30 条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、重要な業務執行の決定の全部または一部を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議により取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

第 31 条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 32 条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第 33 条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項については、法令または定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第34条（会計監査人の選任方法） 会計監査人は、株主総会において選任する。

第35条（会計監査人の任期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第36条（会計監査人の責任免除） 当会社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第7章 計 算

第37条（事業年度及び決算期） 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第38条（剩余金の配当等の決定機関） 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

第39条（剩余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項の他、基準日を定めて剩余金の配当を行うことができる。

第40条（配当の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。未払配当金に対しては利子を附けない。

附則

1. 定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第15条新設前の定款がなお効力を有するものとし、新設された定款第15条の適用はないものとする。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日にこれを削除する。